

長野県告示第402号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成20年 6月26日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
国立大学法人 信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1	平成20年 6月1日
県立須坂病院	須坂市大字須坂1332	平成20年 6月1日
長野県厚生農業協同組合連合 会訪問看護ステーションなか の	中野市1-5-63	平成20年 6月1日
庄内とをしや屋薬局	松本市出川1-14-1	平成20年 6月1日
ほたる薬局	松本市大字島立184- 24	平成20年 6月1日
みすずホーム薬局	伊那市美篤8379-7	平成20年 6月1日
オギノSCフジモリ薬局	茅野市ちの1-17-1	平成20年 6月1日
古町薬局	小県郡長和町古町3347 -1	平成20年 6月1日

障害福祉課
健康づくり支援課

長野県告示第403号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成20年 6月26日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
(有)塩川薬局	小諸市本町2-3-13	平成20年 2月21日
十全堂薬局	中野市西2-5-13	平成20年 2月29日
(有)はやし薬局	諏訪市大手2-17-10	平成20年 3月31日
鈴木薬局	中野市中央1-8-7	平成20年 4月11日

障害福祉課
健康づくり支援課

長野県告示第404号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成20年 6月26日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関 名称及び所在地	変更 年月日
大阪屋薬局湯の脇店 諏訪市大和3-5-7	大阪屋薬局湯の脇 諏訪市大和3-5-7	平成20年 4月25日
アロー薬局須坂店 須坂市立町1345-10	アロー須坂薬局 須坂市立町1345-10	平成20年 4月1日

障害福祉課
健康づくり支援課

長野県告示第405号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めました。

なお、関係図面は、長野県建設部河川課及び当該区域を管轄する建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成20年 6月26日

長野県知事 村井 仁

- 信濃川水系 千曲川（南佐久郡川上村梓山（黒巖橋）から佐久市下越（臼田橋）まで）
- 信濃川水系 依田川
- 信濃川水系 穂高川
- 信濃川水系 万水川
- 信濃川水系 沢山川
- 信濃川水系 鮎川
- 信濃川水系 百々川
- 信濃川水系 八木沢川
- 信濃川水系 夜間瀬川
- 信濃川水系 千曲川（飯山市一山（湯滝橋）から栄村北信（新潟県境）まで）
- 天竜川水系 阿智川

河川課

長野県告示第406号

平成17年長野県告示第300号（水防警報を行う河川及び湖沼の指定）の一部を次のように改正します。

平成20年 6月26日

長野県知事 村井 仁

本則の表中

左岸	長野市大字南長野鐘ヶ淵	(善光寺用水裾花取水口) から
右岸	長野市大字平柴	
左岸	長野市青木島甲	(犀川合流点) まで
右岸	長野市大字安茂里狐島	

を
「
左岸 長野市大字南長野字 鐘ヶ瀬 (善光寺用水裾花取水口) から
右岸 長野市大字平柴
左岸 長野市青木島町青木 島字狐島 (犀川合流点) まで
右岸 長野市差出南三丁目
」

に、 「
左岸 大町市大町 (高瀬橋) から
右岸 大町市常盤
」 を

「
左岸 大町市大町 (高瀬上橋) から
右岸 大町市常盤
」 に、

”	奈良井川	左岸 松本市大字島立 (鎖川合流点) から 右岸 松本市笹部 松本市大字島内 (島橋) まで 松本市城西1丁目
---	------	--

を
「

”	万水川	安曇野市堀金烏川 (安曇野排水路合流点) から 安曇野市穂高北穂高 (犀川合流点) まで
”	奈良井川	左岸 塩尻市大字洗馬 (琵琶橋) から 右岸 塩尻市大字宗賀 松本市大字島内 (島橋) まで

」

に、

「

”	百々川	左岸 須坂市大字野辺 (百々川橋) から 右岸 須坂市臥竜 須坂市大字福島 (千曲川合流点) まで 須坂市大字高梨
---	-----	--

」

を
「

”	百々川	左岸 須坂市大字野辺 (百々川橋) から 右岸 須坂市臥竜 須坂市大字福島 (千曲川合流点) まで 須坂市大字高梨
”	八木沢川	下高井郡高山村大字高井 (赤和3号砂防堰堤) から 左岸 須坂市北相之島 右岸 須坂市大字相之島 (排水機場) まで

」

に改める。

河川課

長野県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害警戒区域を解除します。

平成20年6月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
峰方沢
- 2 指定の区域

北安曇郡白馬村のうち、別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成20年6月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
峰方沢
- 2 指定の区域

北安曇郡白馬村のうち、別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年6月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
峰方沢
- 2 指定の区域

北安曇郡白馬村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県公安委員会告示第19号

長野県質屋営業法施行規程（昭和47年長野県公安委員会告示第100号）の全部を次のように改正します。

平成20年6月26日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県質屋営業法施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「府令」という。）に基づく質屋営業の申請書及び届出書の様式等に関し必要な事項を定めるものとする。

（質屋の許可申請書）

第2条 府令第2条第1項に規定する質屋の許可申請書は、質屋許可申請書（様式第1号及び様式第1号の2）によるものとする。

（営業所の移転許可等申請書等）

第3条 府令第4条第1項に規定する営業所の移転の許可申請書及び府令第5条に規定する管理者の新設又は変更の許可申請書は、営業内容の変更許可申請書（様式第2号及び様式第2号の2）によるものとする。

2 府令第8条に規定する届書は、営業内容の変更届出書（様式第2号及び様式第2号の2）によるものとする。

3 府令第12条に規定する書換申請書は、許可証の書換申請書（様式第2号及び様式第2号の2）によるものとする。

（廃業等の届出書等）

第4条 府令第6条の規定による届出は、廃業届出書（様式第3号及び様式第3号の2）によるものとする。

2 府令第7条第1項に規定する届書は、休業届出書（様式第3号及び様式第3号の2）によるものとする。

3 府令第10条に規定する届書は、死亡届出書（様式第3号及び様式第3号の2）によるものとする。

4 府令第14条の2に規定する返納理由書は、許可証の返納理由書（様式第3号及び様式第3号の2）によるものとする。

（営業再開の届出書）

第5条 府令第7条第3項の規定による届出は、営業再開届出書（様式第4号）によるものとする。

（質物保管設備変更届出書）

第6条 府令第9条の規定による届出は、質物保管設備変更届出書（様式第5号）によるものとする。

（許可証の亡失等の届出書等）

第7条 府令第13条に規定する届書は、許可証亡失（盗難）届出書（様式第6号）によるものとする。

2 府令第14条に規定する再交付申請書は、再交付申請書（様式第6号）によるものとする。

（申請書等の提出部数）

第8条 第2条から第7条までに定める申請書及び届出書の提出部数は正副2通とする。

附 則

（経過措置）

この規程の施行の際現に改正前の長野県質屋営業法施行規程の規定に基づき提出されている申請書又は届書は、改正後の長野県質屋営業法施行規程の相当する規定に基づき提出された申請書又は届出書とみなす。

(様式第1号) (第2条関係)

処理欄	資料区分①	31	取扱者④	受理年月日②	年	月	日
	受理警察署③		()署				
	許可証番号④			許可年月日⑤	年	月	日

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

申請者の氏名(名称)及び住所

④

氏名 又は名称	(フリガナ) ⑥	
	(漢字) ⑦	
法人等の種別	⑧ 1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人	
生年月日	⑨	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
		0 1 2 3 4
住所	都道 市区 府県 町村	⑩
	⑪ 電話 () -	
本(国)籍		⑫
営業 所 名 称	(フリガナ) ⑬	
	(漢字) ⑭	
所在地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。) 都道 市区 府県 町村	⑮
	⑯ 電話 () -	
種別	⑰ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者	
	氏名	(フリガナ) ⑱
生年月日	⑲	(漢字) ⑲
	⑲	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
住所	都道 市区 府県 町村	⑳
	㉑ 電話 () -	
本(国)籍		㉒

- (注)
- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 処理欄及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第1号の2) (第2条関係)

処理欄	資料区分①	32	取扱者⑩	受理年月日②	年	月	日
	受理警察署③		()署				
	許可証番号④			許可年月日⑤	年	月	日

管理者等	種別	⑥ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者									
	氏名	(フリガナ) ⑦									
		(漢字) ⑧									
	生年月日	⑨	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	
			0	1	2	3	4				
住所	都道府県 市区町村										
	⑩										
電話	() -										
本(国)籍	⑫										

管理者等	種別	⑬ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者									
	氏名	(フリガナ) ⑭									
		(漢字) ⑮									
	生年月日	⑯	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	
			0	1	2	3	4				
住所	都道府県 市区町村										
	⑰										
電話	() -										
本(国)籍	⑲										

管理者等	種別	⑳ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者									
	氏名	(フリガナ) ㉑									
		(漢字) ㉒									
	生年月日	㉓	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	
			0	1	2	3	4				
住所	都道府県 市区町村										
	㉔										
電話	() -										
本(国)籍	㉖										

質物の保管設備の概要	
------------	--

(注) 1 処理欄及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第2号) (第3条関係)

処理欄	資料区分	① 33	取扱者	④	受理年月日	②	年	月	日
	受理警察署	③	()	署)	変更許可年月日		年	月	日

営業内容の変更許可申請書
 届出書
 許可証の書換申請書

質屋営業法 第4条 第1項 営業内容の変更の許可の申請をします。
 第2項 の規定により 届出をします。
 第8条 第2項 許可証の書換えを申請します。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

申請(届出)者の氏名(名称)及び住所

④

許可証番号	④								
許可年月日	⑤		年		月			日	
氏名	(フリガナ) ⑥								
又は名称	(漢字) ⑦								

変更事項

変更年月日	⑧		年		月			日	
氏名	(フリガナ) ⑨								
又は名称	(漢字) ⑩								
法人等の種別	⑪ 1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人								
住所	都道				市区				
	府県				町村				
	⑬	電話 () -							
本(国)籍	⑭								
営業名称	(フリガナ) ⑮								
	(漢字) ⑯								
所在地	都道				市区				
	府県				町村				
	⑰	⑰							

変更区分	⑲ 1.削除:従前の管理者等を削除(旧欄) 2.追加:新たに管理者等を追加(新欄) 3.変更:旧欄に記した人の届出事項を変更 4.交替:削除と追加を同時に行う。									
変更年月日	⑳		年		月			日		
旧	種別	㉑ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
	氏名	(フリガナ) ㉒								
		(漢字) ㉓								
新	種別	㉕ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
	氏名	(フリガナ) ㉖								
		(漢字) ㉗								
住所	西暦				明治	大正	昭和	平成		
	㉘	0	1	2	3	4		年	月	
								日		
住所	都道				市区					
	府県				町村					
	㉙	㉙								
本(国)籍	㉚									

- (注) 1 申請(届出)者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
 3 処理欄及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 4 不要の文字は、横線で消すこと。
 5 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第2号の2) (第3条関係)

処理欄	資料区分①	34	取扱者④	受理年月日②	年	月	日
	受理警察署③	()	()	変更許可年月日	年	月	日

許可証番号④	
許可年月日⑤	年 月 日
氏名	(フリガナ)
又は名称	(漢字)

変更事項

変更区分⑥	1.削除 2.追加 3.訂正 4.交替
変更年月日⑦	年 月 日

管理者等	旧	種別⑧	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
		氏名	(フリガナ) ⑨ (漢字) ⑩
		生年月日⑪	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
	新	種別⑫	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
		氏名	(フリガナ) ⑬ (漢字) ⑭
		生年月日⑮	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
		住所⑯	都道 市区 府県 町村 電話 () -
	本(国)籍		⑰

変更区分⑱	1.削除 2.追加 3.訂正 4.交替
変更年月日⑲	年 月 日

管理者等	旧	種別⑳	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
		氏名	(フリガナ) ㉑ (漢字) ㉒
		生年月日㉓	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
	新	種別㉔	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
		氏名	(フリガナ) ㉕ (漢字) ㉖
		生年月日㉗	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
		住所㉘	都道 市区 府県 町村 電話 () -
	本(国)籍		㉙

- (注) 1 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
 2 処理欄及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第3号) (第4条関係)

処理欄	資料区分①	35	取扱者④	受理年月日②	年	月	日
	受理警察署③		()署	届出等種別④	1.廃業・解散・消滅 2.休業 3.死亡		

廃業届出書
 休業届出書
 死亡許可証の返納理由書

第4条第2項第3項 質屋営業法 第9条第2項第3項 の規定により
 廃業休業死亡の届出をします。
 許可証を返納します。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

届出(返納)者の氏名(名称)及び住所

④

許可証番号⑤	
許可年月日⑥	年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ) ⑦
	(漢字) ⑧
営名称	(フリガナ)
	(漢字)
業所在地	都道府県 市区町村
	電話 () -

廃業(解散・消滅・死亡)日⑨	年 月 日
休業期間⑩	年 月 日 から 年 月 日 まで の間
取消日	年 月 日

返納理由	1. 質屋営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業理由	

- (注)
- 届出(返納)者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 処理欄及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 - 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第3号の2) (第4条関係)

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名	(フリガナ)
又は名称	(漢字)

終了行為者	氏名	(フリガナ)
		(漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
		0 1 2 3 4
	住所	都道府県 市区町村
	電話 () -	
	営業主との続柄	
	終了行為完了年月日	年 月 日

- (注) 1 太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第4号) (第5条関係)

処理欄	受理年月日		年	月	日	取扱者	㊟
-----	-------	--	---	---	---	-----	---

営業再開届出書

質屋営業法第4条第2項の規定により営業再開の届出をします。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

届出者の氏名(名称)及び住所

㊟

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名 又は所在地	(フリガナ) (漢字)
法人にあってはその代表者の氏名	(フリガナ) (漢字) 電話 () -
営業所の名称	(フリガナ) (漢字)
営業所の所在地	電話 () -
届出済み休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業再開年月日	年 月 日
営業再開の理由	

- (注) 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
2 処理欄には記載しないこと。

(様式第5号) (第6条関係)

処理欄	受理年月日			年		月		日	取扱者	㊟
-----	-------	--	--	---	--	---	--	---	-----	---

質物保管設備変更届出書

質屋営業法第4条第2項の規定により質屋保管設備の変更の届出をします。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

届出者の氏名(名称)及び住所

㊟

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名 又は所在地	(フリガナ) (漢字)
法人にあってはその代表者の氏名	(フリガナ) (漢字) 電話 () -
営業所の名称	(フリガナ) (漢字)
営業所の所在地	電話 () -
変更予定年月日	年 月 日
変更の内容	

- (注)
- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 処理欄には記載しないこと。
 - 3 変更しようとする質物保管設備の構造概要書及び図面並びに営業所と質物保管設備との距離を表した図面を添付すること。

(様式第6号) (第7条関係)

処理欄	資料区分①	36	取扱者④	受理年月日②	年	月	日
	受理警察署③		()署	再交付年月日④	年	月	日

許可証亡失(盗難)届出書
再交付申請書

質屋営業法第8条第3項第4項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。の再交付を申請します。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

申請者の氏名(名称)及び住所

㊦

許可証番号⑤	
許可年月日⑥	年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)
営名称	(フリガナ) (漢字)
業所所在地	都道 市区 府県 町村
	電話 () -

亡失又は盗難の日時、場所	日時	
	場所	

再交付申請の理由	
----------	--

- (注)
- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 処理欄及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 4 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

生活安全企画課

選告示第18号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成20年6月26日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「佐久広域老人ホーム塩名田苑 佐久市塩名田542-1」

を

「佐久広域老人ホーム塩名田苑 佐久市塩名田542-1
佐久市特別養護老人ホームシルバークラウドきしの
ランドきしの」

に改める。

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年6月26日

長野県監査委員

高見澤賢司

東方久男

柿沼美幸

宮澤宗弘

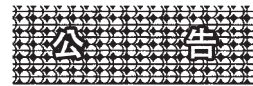
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
米田正巳	埼玉県川口市戸塚3丁目24番19号
鶴川正樹	東京都武蔵野市桜堤2丁目1番26-704号
宮本和之	東京都日野市大字上田255番地の13
青山伸一	東京都三鷹市上連雀1丁目25番21-505号
藤代孝久	千葉県市川市市川1丁目6番19-801号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年6月26日から平成21年3月31日まで

監査委員事務局



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月26日

長野県知事 村井仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

ウイルスパターン配信サーバ一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年9月1日から平成25年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026(235)7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年7月7日(月) 午前10時30分から

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。